第１号様式（第４条関係）

（表）

特定非常災害被災地ボランティア活動助成金申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

 （団体にあっては代表者の氏名を記載）

 特定非常災害に係る被災地を支援するボランティア活動を行ったので、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会特定非常災害被災地ボランティア活動支援要綱第４条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

１　特定非常災害の名称及び活動した被災地の市町村名

　(1) 特定非常災害の名称：　　　　令和６年能登半島地震

 (2) 活動した被災地の市町村名：

２　助成金の申請額（ □ 個人　 □ 団体（４人以上））

　(1) ボランティア活動保険料相当額（＠　　 円×　　人）：　　　　　 　　 　円

 (2) 交通費その他の必要経費：□ 個人 　　　　　 円 □ 団体 　　　　　　円

 (3) 合　計 ：　 　　　　　　　円

３　活動内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 保険加入窓口及び種類・加入者数 |  □ 本会（加入日：　　　　年　　月　　日） 　 □ 他社協等 □ ボランティア活動保険天災タイプＢプラン　加入者　　 人 □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）加入者　　 人 ※加入者数は、被災地で活動された人数を記載してください。 ※他社協等の場合は、ボランティア活動保険加入証を添付してください。 |
| 主な交通手段 |  □ 車両　　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 活動地域 |  |
| 活動期間 |  　　　　年　　月　　日(　) ～ 　　　　年　　月　　日(　) |
| 活動内容 |   |
|   |
|   |
|  ※団体にあっては、被災地で活動された方の名簿を提出してください。 ※災害ボランティアセンターが発行する活動証明書を添付してください。 |

　注：該当箇所を☑で示し、必要事項を記入してください。

　　　裏面の注意事項をご覧ください（市内に在勤・在学の場合は、記載部分あり）。

（裏）

注　意　事　項

第１　助成金申請関係

１ 助成を受けられるのは、特定非常災害：　令和６年能登半島地震　に係る被災地に赴き、　　災害ボランティアセンターを通じてボランティア活動を行った、次のいずれかに該当する者　又は次のいずれかの者で構成する団体になります。

なお、(2)に該当する方は、事業所名又は　学校名を記載してください。

　(1) 市内に在住する者

　(2) 市内に在勤し、又は在学する者（事業所名又は学校名：　　　　　　　　　　　　　 ）

　(3) 伊勢原市社会福祉協議会ボランティアセンター利用登録団体の会員

２　助成金の額は、被災地までの交通費その他の必要経費を勘案して、交通手段を問わず、個人　の場合は１人　９，０００　円を、４人以上の団体で被災地まで主に車両を運行した場合は一律　　２７，０００　円を交付します。

３　助成金は、同一の者又は同一の団体（構成員の半数以上が同一の者であるときは、同一の団体とみなします。）につき、同一の特定非常災害に係るボランティア活動について１回に限り交付します。

４　ボランティア保険は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が団体契約したボランティア活動保　険の保険料を助成します。天災タイプＢプランを推奨し、その額を助成します。より安価な天　災タイプに加入した場合はその額を、より高い天災タイプに加入した場合は推奨プラン（天災　タイプＢプラン）の額を助成します。

　　本会以外で保険に加入した場合は、助成金申請時にボランティア活動保険加入証（申込時の加入者控）の原本又は写しの添付が必要です。

５　助成金申請書には、被災地の災害ボランティアセンターが発行する「ボランティア活動証明書」　の原本又は写しを添付してください。災害ボランティアセンター側の事情で、「ボランティア活　動証明書」が発行されなかったときは、助成金申請書の活動内容欄に、その経緯を記載してくだ　さい。

　　また、団体で活動された方は、実際に被災地で活動された方の名簿（氏名のほか、住所や事　業所名など助成金を受けられる方であることを記載してください。）を添付してください。

６　助成金申請書は、活動終了後１か月以内に、伊勢原市社会福祉協議会（年末年始を除く、平　日の８時３０分から１７時１５分まで）に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。

７　助成金は、申請があった月の翌月１５日以降、伊勢原市社会福祉協議会（昼休みを除く、執務時間内）でお渡しします。

　　提出された助成金申請書などに不備があった場合は、お支払いできない場合があります。　電話で記載内容の確認をさせていただくことがありますので、必ず連絡先を記入し、助成金の受領まで助成金申請書の写しを保存してください。

第２　被災地での活動に際してのお願い

１　被災地支援のボランティア活動に参加される方は、事前に本会等でボランティア活動保険　（天災タイプＢプランを推奨）の加入手続を済ませてから被災地に向かわれるようお願いしま　す。

２　ボランティア活動に参加する際は、全国社会福祉協議会、被災都道府県社会福祉協議会、被　災地に設置される「災害ボランティアセンター」のホームページなどで最新の情報を入手し、　綿密な計画を立てて現地に向かってください。

３　被災地での活動は、現地の「災害ボランティアセンター」の指示に従って行動してください。

４　被災地では、こまめに水、塩分、経口補水液などを補給し、休憩をこまめに取って、無理を　しないようにお願いします。